事 務 連 絡
令和８年 10 月 19 日

北海道農政部長　殿

農林水産省農村振興局整備部設計課
施工企画調整室長

令和８年度最低賃金額の改定及び各種賃上げ支援施策に関する周知依頼について

令和８年度の地域別最低賃金については、10 月１日から順次発効され、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されているところである。

厚生労働省では、改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）の履行確保及び賃金の引上げに資する助成金や補助金、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等取引の改善のための施策（以下「各種賃上げ支援施策」という。）の活用促進に向けて、各種広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいるところであり、農林水産省においても、改定額及び各種賃上げ支援施策について周知・広報するよう協力依頼があったところ。

これを踏まえ、土地改良事業等の工事における周知については、下記のとおり対応しているので参考までに送付する。なお、本通知は各地方農政局農村振興部長にも通知している旨、御了知願いたい。

また、貴職から関係市町村及び関係団体宛に周知をお願いする。

記

１　管内の関係団体等に対して、別添通知案及び添付１～４の送付
２　各地方農政局は、管内都府県及び管内の関係団体（土地改良建設協会、農業土木事業協会及び土地改良測量協会）の各支部に周知
３　都道府県は、市町村及び都道府県域の関係団体（都道府県域建設業協会、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区等）に周知